

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市水道事業管理規程第 1 号

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業会計規程（昭和 4 5 年瀬戸市水道事業管理規程第 1 号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(概算払) 第 2 0 条の 8 <省略>	(概算払) 第 2 0 条の 8 <省略>
<u>2</u> <省略>	<u>2</u> <u>概算払を受けようとするときは、支出命令書 の欄外右肩にその旨を記載するほか、その事由 及び計算の基礎を記載し、概算払予定調書を水 道課長に提出しなければならない。</u>
	<u>3</u> <省略>

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。